

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構への貸付けが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。**

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業 ※下線部は拡充内容

一般型：区画整理、暗渠排水、客土、農業用排水施設、情報通信環境整備等
省力化整備型：基盤整備済地区における畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等の省力化整備

2. 実施計画等策定事業 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

【実施要件】

＜共通＞

農地中間管理権等：事業施行地域内農用地の全てで①～③のいずれかを満たすこと

- ①機構が農地中間管理権を有する農地
- ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- ③機構が所有する農地

受益面積：10ha以上（中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上）

農地中間管理権等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること

＜一般型＞

集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減※等

※生産コスト削減の場合は、20%以上削減に加え、米の生産コストが9,500円/60kg以下、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること、多様な米の生産の拡大、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加等、麦・大豆等へ3割転換等のいずれかを満たすこと

＜省力化整備型＞

対象：中山間地域等のうち過去の整備により一般型要件を達成している地区

集団化等：未集団化又は未集約化農地の8割以上を集団化又は集約化

保全管理コスト：20%以上削減

（注）上記要求額のほか、事項要求

＜事業の流れ＞
注：ハード整備事業の場合

1/2等

国

都道府県

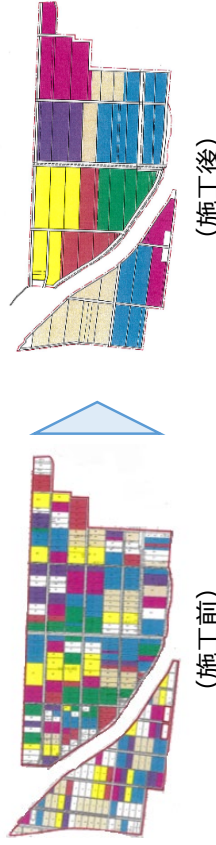
都道府県

市町村

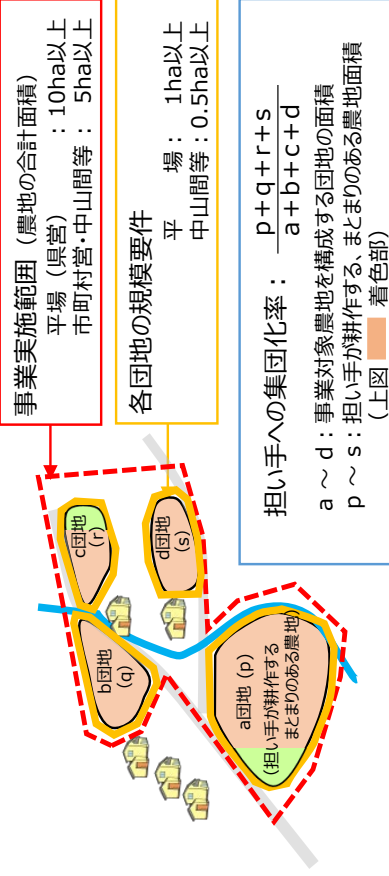
【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

＜事業イメージ＞

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施（機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能）



＜農地面積・集団化の考え方＞



農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業＜公共＞

令和9年度予算概算要求額 96,273百万円（前年度 62,469百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、管路化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割【令和11年度まで】）
- 更新事業の着手地区において施設の集約・再編、ICT導入等により維持管理費を削減する地区の割合（10割【令和11年度まで】）

＜事業の内容＞

- 1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3. 流域治水対策の推進**
流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の整備（治水協定ダム、頭首工、排水施設、水位計等の水管理システム※、田んぼダム地区の用排水施設の整備等）を実施します。
※河川管理者への情報提供機器の整備を定額支援（令和12年度まで）
- 4. 脱炭素化の推進**
小水力発電施設の導入やポンプ設備の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付（令和11年度まで）
- 5. 農地の集積・集約等を促進するための水利システムの確立**
①担い手への農地集積を促進するための農業水利施設の整備、農地の大区画化等を実施します。
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
③転作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、農業構造転換特別対策費を交付
- 6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
- 7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定（施設計画策定のうち、重要地区・施設に係る定額支援は令和11年度まで）、道路下にある口径800mm以上のパイプラインの緊急調査（事故の兆候が認められた場合には緊急防災等工事計画を策定）（令和12年度まで）を実施します。



(注) 上記要求額のほか、事項要求

【実施要件】
受益面積200ha以上 等

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち
畑地帯総合整備事業<公共>

令和9年度予算概算要求額 96,273百万円（前年度 62,469百万円）の内数

<対策のポイント>

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備

畑作地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等による総合的な基盤整備を実施

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付 等

【実施要件】受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
（樹園地については受益面積 5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計）） 等

※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2. 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化のための整備

パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施

【附帯事業】

園芸作物等を一定割合以上作付けする場合に、推進費を交付

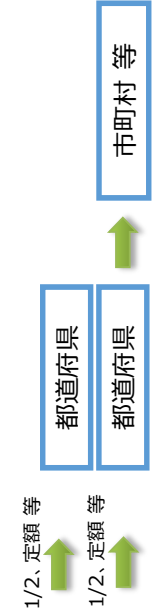
【実施要件】

事業実施区域の5割以上で園芸作物、10割で畑作物を作付けする場合は5ha以上 等

3. 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等（施設計画策定のうち、重要地区・施設に係る定額支援は令和11年度まで）

<事業の流れ>



(注) 上記要求額のほか、事項要求

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）